

令和7年8月1日からの国民健康保険や後期高齢者医療の資格書類等について

● 問い合わせ／保険医療係

1 現在お手元にある保険証について

現在、お手元にある国民健康保険や後期高齢者医療の保険証（令和6年12月2日以降は「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」）の有効期限は、令和7年7月31日までとなっています。

なお、上記以外の人（会社の社会保険など）は、退職等で資格喪失しない限り令和7年12月1日まで使用可能です（詳しくは事業主等へお問い合わせください）。

2 国民健康保険、後期高齢者医療の保険証の有効期限が切れた後について

① 健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード（以下、マイナ保険証）をお持ちの人

→そのままお使いください

※国民健康保険加入の人は「資格情報のお知らせ」を、後期高齢者医療加入の人には「資格確認書（令和8年7月までの措置）」を申請しなくても7月中に送付します。

② マイナ保険証をお持ちでない人

→保険証に代わるものとして、「資格確認書」をお使いください（7月中に送付します（申請不要））。

※有効期限の切れた保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）は、使用できませんので、令和7年8月1日以降に役場1階3番窓口に戻還いただくか、ご自身で細かく破いて処分してください。

3 マイナ保険証について

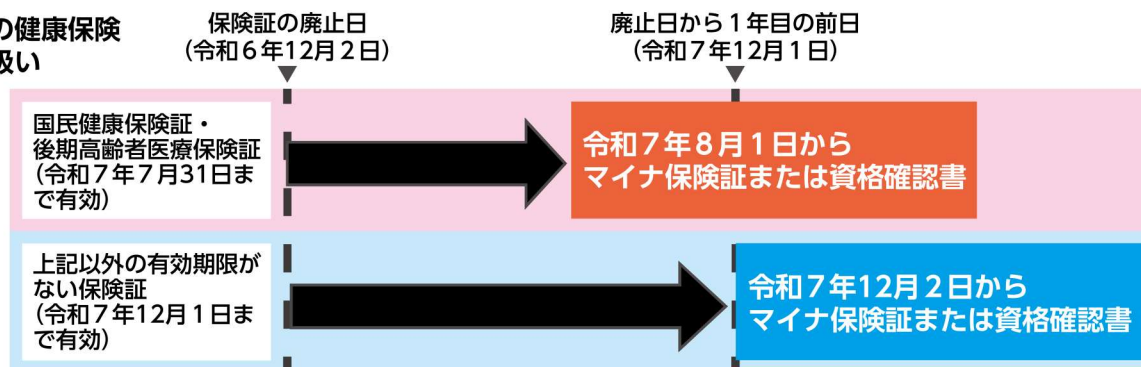
令和6年12月2日以降、国の法改正により、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。マイナ保険証には以下のメリットがありますので、便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

(1) 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる。

(2) 突然の手術・入院でも、高額支払いが不要になる。

※国民健康保険への加入や脱退の手続きは、これまでどおり必要です。役場1階3番窓口で手続きをお願いします。

● 発行済みの健康保険証の取り扱い



※マイナ保険証利用登録をすでに済ませている人は、有効期限前であってもマイナ保険証として利用可能です。

あなたの質問にお答えします！

●マイナンバーカードを保険証として利用したいが、どうしたらいいの？

→マイナンバーカードを保険証として利用するには、ご自身で『保険証利用登録』を行う必要があります。

なお、保険証の利用登録は、マイナポータル、医療機関・薬局窓口のカードリーダー、セブン銀行ATM、役場お客さま窓口からもお手続きが可能です。

●受給者証の取り扱いは、どうなるの？

→子ども医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証・重度心身障害者医療費受給者証の取り扱いは、これまでどおりで変更はありません。※紛失しても再発行は可能です。

8月1日以降の保険証の
取り扱いについてはこちら



詳しくは、QRコードを読み込む
か、『政府広報 マイナ保険証』で
検索

